



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

944	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	1
945	〃	( 〃 ).....	1
946	〃	( 〃 ).....	1
947	〃	( 〃 ).....	2
948	救急病院の認定	(医務課).....	2
949	有田川土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
950	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
951	〃	( 〃 ).....	4
952	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課).....	5

## 告 示

### 和歌山県告示第944号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年10月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
平成薬局	海南市船尾265-7	—	宮本佳明	令和 6. 8. 13

### 和歌山県告示第945号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年10月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
平成薬局	海南市船尾265-7	宮本佳明	令和 6. 8. 13

### 和歌山県告示第946号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年10月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
小山薬局	和歌山市市小路403-6	福島晶子	令和 6.9.1

**和歌山県告示第947号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年10月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
健幸薬局和歌山LABO	和歌山市畑屋敷兵庫ノ丁22	李祐子	令和 6.9.1

**和歌山県告示第948号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年10月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 嶋病院
- 2 所在地 和歌山市西仲間町1-30
- 3 有効期限 令和9年10月24日

**和歌山県告示第949号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年10月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 退任した役員（令和6年7月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	中井馨	有田郡有田川町大字中井原59番地
理事	畠山定生	有田郡有田川町大字市場312番地
理事	成瀬正嗣	有田郡有田川町大字丹生173番地
理事	三木美和	有田郡有田川町大字大谷239番地1
理事	吉松伸幸	有田郡有田川町大字角258番地
理事	須佐見益雄	有田郡有田川町大字水尻1009番地
理事	北畑忍	有田郡有田川町大字小島433番地5
理事	星田泰弘	有田郡有田川町大字長田517番地
理事	藤岡睦夫	有田市宮原町須谷797番地
理事	橋本雅典	有田市宮原町東802番地2
理事	上西良邦	有田市宮原町畑882番地3

理事	川口益男	有田市下中島750番地の1
理事	伊藤和幸	有田市糸我町中番112番地
理事	最田雅文	有田市糸我町西787番地
理事	林和幸	有田市糸我町西133番地
理事	酒井伸治	有田市辻堂133番地
理事	御前拓也	有田市千田1832番地
理事	宮井利治	有田市千田1634番地
理事	児嶋陽徳	有田市野195番地2
理事	児嶋喜生	有田市宮崎町996番地の3
理事	北村眞佐彦	有田郡湯浅町大字吉川937番地
理事	筒井智也	有田郡湯浅町大字栖原768番地
理事	酒井良次	有田郡湯浅町大字田34番地
理事	岸守	有田市山田原205番地5
理事	橋本正雄	有田市初島町里2123番地
理事	上野明宏	海南市下津町鯨川121番地
監事	岩倉善嗣	有田郡有田川町大字船坂125番地
監事	石津昭	有田市宮原町滝川原229番地
監事	小池重男	有田市星尾232番地
監事	江川廣之	有田市新堂1168番地
監事	中尾健	有田郡湯浅町大字栖原273番地

## 2 就任した役員(令和6年8月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	畠山定生	有田郡有田川町大字市場312番地
理事	中野洋祐	有田郡有田川町大字中野71番地
理事	三木美和	有田郡有田川町大字大谷239番地1
理事	大橋卓也	有田郡有田川町大字尾中57番地
理事	須佐見益雄	有田郡有田川町大字水尻1009番地
理事	北畑忍	有田郡有田川町大字小島433番地5
理事	星田泰弘	有田郡有田川町大字長田517番地
理事	生駒成通	有田市宮原町須谷662番地
理事	橋本雅典	有田市宮原町東802番地2
理事	村林廣郷	有田市宮原町道275番地
理事	川口益男	有田市下中島750番地の1
理事	伊藤雅秀	有田市糸我町中番1099番地
理事	林和幸	有田市糸我町西133番地
理事	山崎和彦	有田市糸我町西206番地
理事	酒井伸治	有田市辻堂133番地
理事	鳥淵満	有田市千田411番地
理事	山崎将弘	有田市千田1258番地
理事	児嶋陽徳	有田市野195番地2
理事	児嶋喜生	有田市宮崎町996番地の3
理事	富上裕記	有田郡湯浅町大字吉川1047番地
理事	千川和宏	有田郡湯浅町大字栖原1368番地
理事	酒井良次	有田郡湯浅町大字田34番地

理事	貴志磯司	有田市山田原364番地
理事	橋本正雄	有田市初島町里2123番地
理事	上野明宏	海南市下津町鯉川121番地
理事	宮井尚美	有田市糸我町中番62番地の1
理事	大浦睦美	有田市糸我町西343番地
監事	岩倉善嗣	有田郡有田川町大字船坂125番地
監事	石津昭	有田市宮原町滝川原229番地
監事	小池重男	有田市星尾232番地
監事	江川廣之	有田市新堂1168番地
監事	中尾健	有田郡湯浅町大字栖原273番地

### 和歌山県告示第950号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年10月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第951号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年10月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局  
森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第952号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分をした  
ので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年10月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 処分をした年月日 令和6年10月15日

2 処分を受ける者

- (1) 商号 株式会社清水
- (2) 代表者氏名 和田俊哉
- (3) 主たる営業所の所在地 日高郡日高川町大字船津503番地
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般・特-1）第11095号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの

5 期間

令和6年10月26日から令和7年10月25日までの1年間

6 処分の原因となった事実

前代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から  
懲役1年6月執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。